

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって、特定の医薬品が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

★一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。これにより、供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、必要なお薬を提供しやすくなります。

長期収載品の選定療養費について

令和6年10月1日より、後発品のある先発品（長期収載品）について、患者様自らが長期収載品を選択した場合には、後発医薬品との差額の一部が「選定療養費」として自己負担となりますので、ご了承ください。